

修正案	現行
<p>第3章第1節 災害に強いまちをつくる（第3章 P3）</p> <p>2 避難場所等を確保する</p> <p>略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 避難場所等の機能の充実</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難場所等の整備方針</p> <p>A、B 略</p> <p><u>C 在宅避難や車中泊等により避難場所以外の場所で避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することや、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、支援方法を検討するよう努める。</u></p>	<p>第3章第1節 災害に強いまちをつくる（第3章 P3）</p> <p>2 避難場所等を確保する</p> <p>略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 避難場所等の機能の充実</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難場所等の整備方針</p> <p>A、B 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第3章第8節 救護・救援体制を整備する（第3章 P36）</p> <p>2 食料及び生活用品を確保する</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 物資調達体制の確立</p> <p>ア 民間企業との協定の推進</p> <p>A、B 略</p> <p><u>C 物資等の輸送協定を締結している団体に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>第3章第8節 救護・救援体制を整備する（第3章 P36）</p> <p>2 食料及び生活用品を確保する</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 物資調達体制の確立</p> <p>ア 民間企業との協定の推進</p> <p>A、B 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

令和7年度修正 尼崎市地域防災計画（案）新旧対照表

修正案	現行
<p>第4章 - 1 第4節 避難活動を実施する（第4章 - 1 P21）</p> <p>3 避難場所等の開設を行う</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 避難場所等の管理運営</p> <p>ア～ソ 略</p> <p><u>タ</u> <u>自宅や車中泊等、避難場所以外の場所で避難生活を送る避難者が発生した場合は、避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を当該避難者にも提供する。</u></p>	<p>第4章 - 1 第4節 避難活動を実施する（第4章 - 1 P21）</p> <p>3 避難場所等の開設を行う</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 避難場所等の管理運営</p> <p>ア～ソ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第4章 - 1 第14節 交通輸送活動を行う（第4章 - 1 P64）</p> <p>2 交通応急対策を行う</p> <p>(1) 交通規制及び道路交通の確保対策</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 緊急通行車両等の<u>確認届出手続等</u></p> <p>A 緊急通行車両等の<u>確認</u>届出</p> <p>a 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき公安委員会は県知事と連絡をとりつつ、緊急通行車両であることの<u>確認</u>届出を受理する。</p> <p>b <u>災害対策法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者の車両については、災害対策基本法施行令第33条第2項により、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることから、市有車両のうち届出の対象となる車両について事前に申請し、災害に備えるとともに、市が輸送協定を締結している民間事業者等の車両についても、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるることについて周知する。</u></p> <p>B <u>確認</u>届出の対象車両</p> <p>災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次いづれにも該当するもの。</p>	<p>第4章 - 1 第14節 交通輸送活動を行う（第4章 - 1 P64）</p> <p>2 交通応急対策を行う</p> <p>(1) 交通規制及び道路交通の確保対策</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 緊急通行車両等の<u>事前届出、確認手続等</u></p> <p>A 緊急通行車両等の<u>事前</u>届出</p> <p>a 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき公安委員会は県知事と連絡をとりつつ、緊急通行車両であることの<u>事前</u>届出を受理する。</p> <p>b <u>緊急通行車両の事前届出制度により、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われ、確認のための必要な審査は省略されるため、市有車両のうち届出の対象となる車両について事前に申請し、災害に備える。</u></p> <p>B <u>事前</u>届出の対象車両</p> <p>災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次いづれにも該当するもの。</p>

令和7年度修正 尼崎市地域防災計画（案）新旧対照表

修正案	現行
<p>a 災害<u>発生</u>時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害<u>発生</u>時に他の関係機関、団体等から調達する車両</p>	<p>a 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両</p>
<p>C 確認届出の申請等</p> <p>a 市は、災害応急対策を円滑に行うため、従前の制度による届出済証の交付を受けている車両を含め市有車両のうち対象となる車両について災害発生前からあらかじめ申出し、標章及び緊急通行車両証明書の交付を受け、災害に備える。</p> <p>b 各車両の所管部局は、確認の対象車両について新規、更新、廃車等により、申出が必要な場合、危機管理安全局災害対策課へ連絡する。</p> <p>c 危機管理安全局災害対策課は、各部から市有車両変更の連絡があった場合には、公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）へ<u>確認の申出</u>を行う。</p>	<p>C 事前届出の申請等</p> <p>a 各部は緊急通行車両事前届出済証を保管する。</p>
<p>D 緊急通行車両の確認</p> <p>a 公安委員会は、緊急交通路の開始時点において既に標章及び確認証明書の交付を受けている緊急通行車両の標章及び確認証明書を確認し、現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を行う。</p> <p>b 従前の緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して公安委員会は県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む）または検問所において、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>c 緊急通行車両の事前届出がなされている車両については、他に優先して手続きを行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。</p>	<p>b 事前届出の対象車両について更新、廃車等により、再申請が必要な場合にあっては、各車両の所管部局は、危機管理安全局災害対策課へ連絡する。</p> <p>c 危機管理安全局災害対策課は、各部から市有車両変更の連絡があった場合には、公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）へ事前届出の申請を行う。</p> <p>E 標章・緊急通行車両証明書の交付</p> <p>各部は、災害応急対策を実施するうえで必要と認める場合には、県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む）または検問所において、届出済証を提示し、標章・緊急通行車両証明書の交付を受ける。</p>